

町議会報告一 六月一日から実施

農業共済関係議案を議決

五月二十六日に招集された才五回臨時町議会は、付議事件全部が農業共済関係議案であったが、これらを即日原案どおり議決したことによって、いよいよこの事業を町へ受け入れる態勢が整ったわけで、正に共済議会とも称すべきものであった。

さきに、四月三十日の議会で、農業共済事業を町で実施するという事件決議をしてあるので、今回は、実際に町で行なうための、条例、予算、事業計画を審議決定して、月末までに関係書類とともに県知事に提出し、六月一日までにその認可を得なければならぬ、というもので、農繁期を押しして急遽招集されたものである。

十カ月予算で 六百一十萬

共済特別会計を設定

今回提案された川西町農業共済特別会計予算は、総額六百二十三萬八千七百二十円で、これは六月以降の十カ月予算である。

これも従来の組合当時は、事務費だけの予算で、事業費については事業発生後これに応じて経理していたというところである。けれども町の予算としては事業費を除外するといふわけには行かないので、過去の実績の平均をとった見込み予算として計上したものである。

予算の概要を才出の面から見ると次のとおりである。

オ一 款 農作物共済勘定支出 二百九十二萬円、農作物といつても水稲だけであるが、これが才出総額の四七パーセントを占めていることは、これまた当然であらう。

その内訳は、保険料として上級機関へ納入するものが八十萬円、水稲共済金として被害農家に支払われるものが二百一十二萬である。

オ二 款 畜産共済勘定支出三十三萬二千円、オ三 款 家畜共済勘定支出二十七萬円で、その内訳は同じく保険料と共済金が一対二七程度の割合で計上されている。

以上が、いわゆる事業費であるが、オ四 款の業務勘定支出二百二十七萬三千円は、一般会計の役場費に相当する事務費である。その内訳は、職員給与、諸手当、役員報酬等の人件費を主体に、旅費、需要費、諸負担金から、損害防止費として防除班や防除器具購入その他の助成費が計上されている。

その他予備費四十四萬余りを含めて総額六百二十三萬八千七百二十円となっている。

これに対する才入は、オ一 款からオ三 款まではそれぞれ、農作物共済、家畜共済勘定収入として、ほぼ才出に対応する額が計上される。

中村町長の 招集のあいさつ

一年中では忙しい時に会って相済まないが、これから審議願う川西町共済組合を役場に吸収することについては、それぞれの条例ならびに予算を決定して、六月一日から仕事を移行に移す、という期限つきのことだったのでお寄りを頼ったわけで、その点ご了承願いたい。

その内訳は、加入者から徴収する共済掛金と、上級機関から交付される保険金が、だいたい一対二の割合で計上されている。二百四十四萬は、加入者から徴収する賦課金が九十萬、県支出金が百二十二萬、一般会計からの繰入金金が五萬、その他二十七萬である。

その他、共済勘定収入として、組合から持ち込んだ繰入金二十二萬五千、利子二萬があり、総計才出と同額となっている。

なお、これで町の特別会計は六件となり、一般会計と合わせた総額は二億一千四百四十二萬六千九百四十円という膨大な数字となるが、このうちから繰り出し、繰り入れの重複分を差し引いた純計額は一億九千七百二十七萬六千九百四十円となる。

損害評価会に 論議集中

定款にかわる共済条例

町が農業共済事業を行なうための基本原則とその手続きを詳細に定めたのが「農業共済条例」である。

オ一 条からオ八 十五 条まで、その他附則、附表等相当膨大なものであるが、その大部分は農業災害補償法に基づいて、具体的、限定的に定めたものである。これは、従来の農業共済組合においては定款という形で規定されていたもの

の、町で実施するために条例と名まえを変えたと過ぎない、ともいえるのであって、実質的にはほとんど変わりがないのである。

定款と変わった点としては、組合員と議決権、選挙権、それから役員、正副組合長の権限等が、当然の結果として削除され、そのかわりに、町長が議会の承認を得て任命する運営委員若干名と、やはり町長が議会の同意を得て選任する損害評価会の委員若干名を置く規定が新設されており、これらがおもなる相違点であって、共済事業そのものについては従来と全く同じいのである。

オ一章の総則は、共済事業の目的と実施区域が規定されている。オ二 章の事業、これが条例の核心をなすもので、さらに農作物共済及び畜産共済について共済責任共済関係の成立、消滅及び停止、共済細目書の提出及び共済掛金の払込、共済加入者の権利義務、免責事由、無効等が規定されており、家畜共済についてもほぼ同様の規定がある。

オ三 章には賦課金及び特別きよ出金の件が、オ四 章には財務の件が規定されており、次のオ五 章に損害評価会と運営委員会についての規定が設けられている。

この条例案については、直接農民に大きい影響があり、議会としても注目していたところであったので、質疑、意見は活発に行なわれ、関心の深さをうかがわせた。特に、損害評価会、運営委員会の性格については論議が集中し、原案のアイマイさに対して手きびしい不満も述べられたが、結局、オ八 十五 条によつて、必要な事項は別に町長が定める、という委任規定の運用に期待することとして原案どおり可決されたのであった。

共済事業の 実施計画

共済事業の実施計画書は、事業計画と損害防止計画及び賦課金徴収方法から成っている。

水稲共済勘定 反当 既成田六〇円、新規開田三〇〇円
畜産共済勘定 箱当 一〇〇円
家畜共済勘定 一頭 大一二〇円 中六〇円

事業計画

事業計画は、さらに農作物共済及び畜産共済と家畜共済に分かれている。農作物共済すなわち水稲については川西町四十一の部落をそれぞれ「1の乙」「2の乙」「3の甲」の三つの危険階級に区分し、その引受予定数に所定の金額を乗じて得た共済金額と、これに対する掛金が、国庫と加入者負担分に区分されて集計されている。

その合計は、加入者数千八百六十七戸、引受予定数九百六十町三畝で二千七百十五キロ。これに対する共済金額はキロ当たり二十五円で六千七百八十八萬円、掛金率は国庫、六四パーセントで百一十一萬三千円、加入者が四九パーセントで百一十二萬円となっている。

畜産、家畜についてもそれぞれこの区分毎に明細な数字が計上されており、これらが予算の算出の基礎となっているわけである。

損害防止計画

損害防止計画は、水稲、畜産、家畜の各部門毎に防除、消毒、健康検査等の計画を定めたもので、その経費二十萬円は才出に計上されている。

賦課金徴収方法

賦課金徴収方法については、総額八十七萬余りの賦課金の賦課基準を定めたもので、そのおもなるものは次のとおりである。

加入者割 一人七〇円（任意加入五〇円）

災害シーズンを前に

万全の対策をたてておこう

昨年は年頭から豪雪に見舞われ地震、三次にわたる集中豪雨、台風、それに大火と相次ぐ災害に襲われて死者九五人、重傷者二、三九六八、住家の全かい全焼流出合わせて三千数百世帯、半かい二万世帯、床上浸水一万四千世帯、被災者三万八千世帯約二十万人の多くが尊い人命や約六百億円に及ぶ莫大な財産を失ったことは、まだ記憶に新たなところでありますなかには二度三度と重ねて災害にあわれた気の毒な方がたも多く、天災の恐しさ、無情さをまざまざと知らされました。

防災心得

天災を防ぐことは人力ではとてもおよばないところでありますが、それでもこのように恐しい天災から人命を守り、又貴重な財産の損害を少なくするため今まで各種の対策がとられてきたのであります

※今から準備することから(災害全般に共通する注意事項)
①懐中電灯、ロソク、家庭常備薬、荷造用麻ナワなど非常用品を取揃え、非常持出袋に納めて、皆の知っている場所に置く。
②あらかじめ部落単位など適当な集団で避難方法と避難場所をきめておく。火事の場合は風上に避難しなければならぬので風向別にいくつかの避難所を考えておく。大雨津波の場合、危険な河に近寄らないで高台に避難する。

台風の場合(風、洪水、火事による被害)
①屋根、雨戸、塀などの補修をする。特に本県屋根は風にはがれやすいので古い建物などは次によって再確認する。
棟木、母屋、ハリをカスガイで両面打ちする。アタンはタルキに打ちつけはがれないようにし、なお鼻先きがめくれないようにする。
②二室戸台風で大木が倒れるのをため多くの家が被災しているのて倒れるおそれのある立木は枝おろしをしておく。なお倒木により電線が切れぬよう処理する。
大雨の場合(洪水による被害)

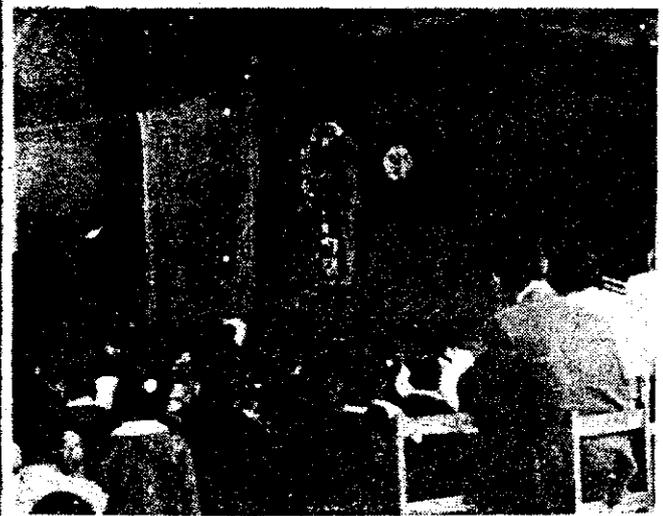
①宅地内のけげなどで豪雨により崩れのおそれがあるものについては土どめを行なう。
②いっ水、破てい等の危険カ所を事前に知っておく。非常時の連絡通報、経路を確認しておく。(部落内、部落と役場)
異状乾燥の場合
フエーン現象(火事による強風、烈風被害)
①煙突、カマドなど火気使用カ所を点検し、必要な修理又は改造をする。
②煙突はススのたまらぬよう掃除する。火の粉が飛ばないように笠をつける。
③石油、アルコールを燃料とする器具は整備を怠らず、近くに燃えやすい物を置かない。小型消火器を備える。
④電気のヒューズは必ず規定の太さのものを用い制限以上の電気器具を使わない。タコ足配線は改める。

地震の場合
①異状なる発光現象、地鳴り特異の天空色異状など前兆現象が起ることもあるので発見したら直ちに市町村役場、気象官署、警察に知らせる。
※災害にあたって心掛けること
から(地震を除く災害に共通する注意事項)
①広報やラジオ、テレビ放送をよく聞き、注意事項を守り、災害に對する準備を整えること。
②無用の外出は危険であるばかりでなく、家族に不安を与えるのでつしむ。
③家族は最も安全な部屋に集ま

る。なお避難には一方以上あることが望ましい。
④いかなる災害の場合にも火の用心に努める。
⑤避難は時機を失わせぬようにに避難するときは(避難勧告が出たときは指示に従って)落付いて行動するとともに家族の把握特に老人、子供に事故のないよう注意する。
⑥避難するときは支障のない限り非常持出袋のほか最少の食糧(パン類)飲料水、ロープ、着がえ貴重品、トランジスタラジオなどを携行する。
⑦家を空けるときは、残火を完全に消した上、戸締りをする。
⑧デマに迷わされて、あわてて行動したため事故を起した例もあるのでどんな場合にも冷静に判断して落付いて行動する。

⑨被害やケガ、病人など異状を発見したときはすぐ市町村の係員(又は代行者)に連絡し指示を受ける。
台風の場合(風、洪水、火事による被害)
①風速は最大風速〇メートルと通報されるが瞬間的な最大風速はその五割増の速さとなるので注意する。
②はずれやすい戸、窓、弱った壁などにはスシカイ、釘打、ツツカイ棒などで補強する。また瓦屋根などはロープ、針金などで押えるようにする。
③外出するときはヘルメット、頭きん、座布団などで頭を守る。
④台風の中心付近が通過するときに風向きが急に変化するが、このとき被害が出やすいので注意する。

⑤台風のコースからはずれても相当の強風が吹き、広範囲に雨を降らすことが多いので決して油断しない。
⑥雨を伴う見込みのときはこのほか大雨に備える準備をする。
⑦風だけの台風、いわゆる風台風の見込みのときは大火に備える準備をする。
大雨の場合(洪水による被害)
①長靴、雨合羽など活動しやすいうる用具を用意する。
②家財など水にぬらさぬよう高い所へ移す。
③山手の小河川は短時間に増水するので注意する。
④洪水の後は伝染病が発生しやすいので生水の飲用を中止するほか衛生に注意する。事前に念のため飲料水を確保しておくのがよい。
異状乾燥の場合
フエーン現象(火事による強風、烈風被害)
①火気の使用、特に石油コンロなどの取扱いに注意する。神仏に供えるロソクにまで注意を払う。
②火の粉が飛ぶ燃料を使用する風呂、作業場などは使用しない。
③煙草のすいからを路じに捨てない。
④無人の部屋に火を置かない。育雛などのため熱を使用しているものは監視人を置く。
⑤残火、とり灰の仕末を完全にす。
⑥子供の火花など、火遊びはさせない。セルロイド製のオモチャのように引火しやすいものはあすけない。
⑦用水として風呂桶、バケツ等に水を準備する。



人形芝居に学ぶ子たち

農業期あけの各学校へこのほどマリオンネット結城座が巡回訪問し人形劇の伝統とレクリエーション指導を行ない子どもたちを喜ばせた。

上野小学校で写す

アゼマメと農民

信越線経由で、窓外のけしきに見えながら新潟にきました。汽車が新潟県にはいったトタンに、ボクはアゼンとしましたねえ。次々と展開する水田のアゼに、いせんとしてアゼマメがあるんですからねえ。アゼマメを作らなければ風通しがよくなってもっと米がとれるはず、その金でミソを買ってまだまだおつりがくるのにねえ。

社会教育

新潟県の農民は、自分の食べる米は自分でとる、アゼにはマメを植えて自家用のミソをつくる、という自給自足の経営にしかみついている。自分のものは自分でつくるといふ考えかた、多角化(雑多化)的なのこの考えかたが、新潟県農業の発展をはばんでいるのだとボクは思いますねえ。自給自足さえできれば死ぬことはない、けつこう食っていきける。という考えかたでは意欲がわきませんよ。これからの農業は専門化、単純化でなければならぬ。「オレはこれをつくる」「ボクの専門はこれなんだ」という意欲にもえた農民、アゼマメをつくらぬ農民をだててることが、これからの新潟県ではいちはんだいじなことなんじゃないかなあ。

農民は数字にヨロイ、「お前さん」とこの耕地はどれくらいあるの」と聞いても、ハッキリ答える人はマレだ。一だいたい、約、およそ五反ぐらい、などというあいまいな答えかたをする。それでいてとなりとの境界線が一センチで

もちがうと、もう目をサラのようにしてわめく、これが農民です。これからは形容詞をぬきにした農民をつくることですねえ。

農家経営の規模は今まで土地にあった。しかしこれからは、これに投下した資本の額をあわせて評価することがだいじですね。ところが、農民には資本と財産の区別がつかないんですよ。土地も資本であるという考えかたを身につけると、土地の交換分合を平気でやる農民をつくること、この二つがだいじなんですね。

まがりかどにきた、といわれていた農業がカベにつきあたたか。百八十度の転換をしなければならぬというこの重大な時期に、新潟県で農民指導のオレ一線に立っている先生がたの表情がまことにオトリしている。悲しいですねえ。「農民は純朴です」などということはだまされて、おていさいの指導をしているのではないかしら。

素朴でもなく朴とつでもなく、むしろ意地が悪くてガメツイのが農民だとボクは思う。観念論だけでは決してついてこないですよ。これからはじまろうとする農業構造改善は、まかりまちがえれば元も手もなくなくなる。だから、人づくりが今ほどだいじなときははないのですよ。農協、普及所、市町村の農林行政担当者、社会教育の関係者がしっかりと手をつないで、農業の体質改善のためにそれぞれの機能を分担してほしいなあ。「アゼマメをつくらぬ農民」をつくりなさい。

つい先日、農文協の松丸志摩三先生から伺った話である。

赤ちゃんはなぜお乳から離れなければならぬか

赤ちゃんが小さいときは、お乳が何よりの食物ですが、赤ちゃんは大きくなるとお乳だけでは栄養が足りなくなってしまう。その上お乳の中には、赤ちゃんの血液の中でもっとも大切な赤血球を作る材料になる鉄分がほんのわずしか含まれていませんので、これまでは生まれるときに母体からたくさん鉄分を肝臓にためてお乳から離れさせてきたが、毎日必要量だけ出ていってしまえば、いよいよ足りなくなってしまう。一年近くたってお乳ばかり飲んでい

室 婦 保 険

でも、顔色が青白くなりぶくぶく太りになってしまいます。また、鉄分ばかりではありません。そのほかの塩類やいろいろなビタミンなども不足してきます。この足りなくなった栄養をじょうずに補ってあげるのがおおかあさんの大切な役目であり、それが離乳の一番大切な意義なのです。もう一つの離乳の意義は、赤ちゃんの正しいしつけ

ということとです。いつまでも、だらだらとおかあさんのお乳を飲ませていまして赤ちゃんは、ほかのものに興味がなくなり、甘ったれになります。あとになってあわてていろいろ食べさせようとしても赤ちゃんはもう精神的にすんませんから、そう簡単におかあさんのあたいたか乳房をおきらめようとはしなくなると、離乳にたいへん骨がおれることになり、食生活のしつけという立場からい

っても、やっぱり早くから規則正しく、ひとりで食べられるようにしてやらなければなりません。それではいつごろからはじめるのが良いかという点、今、川西町の状態は生後八カ月から始めてもいいのもっとも多いようですが、もっと早く、生後五カ月になったらそろそろ離乳食を始めたほうが良いと思います。しかし、いくら早いほうが良いから、また、とちの赤ちゃんはうちの子より小さいのに〇〇を食べるといっても、その赤ちゃんの発育のしかた、今までのなれさせかたによって離乳のやりかたを工夫しなければならぬことを申しおえます。

川西町の中には数多くの学級、講座が開設され、それぞれの立場であらゆる角度から学習活動をおし、しあわせを築くために努力していることはまことに喜ばしいことであり、あすの川西町発展に大きな期待が寄せられている。しかしその反面勤労青少年をながめたと筆筆者は一抹のさびしさを感

じざるを得ないのである。なるほど一部の青少年は学習をおし、現代の社会の中に積極的に生きようとしているりっぱな青年もいることはいえるがそれはごくわずかに限られるのではないか、このことは単に川西町だけのことでなく大きく日本の社会問題といっても過言ではあるまい。たしかに日本の社会も悪いことはいないが、そのことのみを強調してなすがままに、などという考えかたでよいものだろうか。親が無理解で困るといふことは昨日のものであり、むしろ今後は青年が無理解で困ったものだと

か た や

いうことはあつてくるような気がしてならない。それほど最近では婦人も成人のかたがたが学習しているのである。次の世代を受け継いでくれる青少年がこんなことでよいものだろうか、一おれは九年間も学校で勉強してきたのだ。いまさら勉強なんて、「……」そんなことをよく聞かされるが、何も英語や国語などの学習をやれというのではなく、変ぼうする社会の中で青少年をとりまくいろいろな問題や、困っているもの、願っているものは山ほどあるはずであってそれらを一人ではなかなか解決で

きないから、仲間をつくりながら学習をおし、青少年自身のしあわせを築きあげようというのであればもっと積極的に進むべきではないだろうか。毎日の新聞に書かれている青少年の犯罪がこのままふえる一方だとしたら安心した生活などは考えられるものではない。全部が全部そうだと決めつけるものではないが、大なり小なりもつと掘り下げて考えなければならぬ気がしてならない。昔から日本においては内容こそ違っているがそのときどきの国の動きにはたした青年の役割は偉大なものがあり青年の存在が非常に重視されてきたものである。ところが現在はどうしたものか、同、県、そして市町村で声を大にしてさげんで

青少年がそしめ顔をしているのは困ったことである。青少年に期待する多くのものや、当面ぶつかっている青年自身の問題を青年団やグループでじっくり考えてみようではないか、その上に立った青年団活動、グループ活動でなければその存在価値もこれからはなくなるものと思われる。県青年団でも平和を守るという目標を立てているようであるが、とくに青少年時代は人生において最高に成熟する時であるから、エネルギーも最高に豊富なきときでもある。そのエネルギーの発散を学習活動にむけてほしいものだ、知的な発達も青年時代に特に成熟するといわれている、二度とない人生の青年時代をみんながもっと自覚し自身自身の問題と手をとって合し、さの中にもきびしい社会を乗り越える力を持ちたいものである。

昭和三十七年度

住民税の納付について

(おねがい)

納税については、日ごろの協力を...

減税ブームの昨今、県民税だけ...

一 税源配分の見地から所得税の減税分の一部を...

一 国と地方団体の間における税源配分をどうするか...

二 前記のことに関連して...

三 従来は県からの配賦額を基にし...

て市町村住民税所得割の六パーセン...

○本年度は昭和三十六年中の所得...

しかし県民税はあくまでも所得...

年金問答

問 保険料免除の制度がある...

答 国民年金法は強制的に全国...

○法定免除 (法的に保険料...

①障害年金、障害福祉年金、母子...

て、配偶者、扶養親族、専従者...

十日町財務事務所

新潟県青少年保護育成条例普及のための標語募集...

助を受けているもの ③らい予防...

○申請免除 (被保険者の申請...

①所得が少ないとき ②生活保護...

①世帯員全部の所得が合計して...

②被保険者が数人で世帯を構え...

自治功労者として

表彰される

さる五月三十日にひらかれた新...

副収入役増田 享 十二年勤続...

総務課 根津正治 十五年勤続...

総務課 滋野定良 十六年勤続...

総務課 南雲 守 十五年勤続...

総務課 白井キヨ 十五年勤続...

職務に精励して町村自治につくし...

た功績を認められたもの。

上の所得があつても世帯主が障害...

長期病人がある場合は特別に考慮...

以下であつても固定資産がたゞさ...

ある場合は免除されません。

以上は五人世帯を基準にした場合...

得の制限額に差があります。

④被保険者が一人で世帯を構え...

⑤食料、住居費が現物で支給され...

所得が五万五千円以下の場合免除...

戸籍の窓から

うぶ声一鶴すこやかに

田口 秀樹 秀雄長男 木落

羽鳥 典子 昇三女 木落

藤巻 俊樹 英二男 塩辛

野沢 睦子 澄治長女 野口

小幡 篤司 英二長男 仁田

山田 千夏 勝雄長女 仁田

小幡 知子 邦保長女 仁田

星名 敬夫 松司二男 上野

小幡 隆 博二男 元野

上村 友子 寛治二女 上野

南雲 久子 藤平二女 中屋敷

宮田まり子 真一長女 山野田

田中 伸吾 軍平二男 下平

渡辺 浩 賢一長男 四郎兼

平野 玲子 裕一長女 寺尾

高橋 信子 一郎二女 中央町

清水江里子 寛治長女 中央町

高橋 好行 毅一長男 高倉

高橋 英子 由二女 中仙田

片桐 優子 一郎長女 小仙田

中条 勝平大倉 四二

たかさこ一御円満に

新邸 保坂 国夫 上町

新邸 田村タキ子 湯沢から

新邸 丸山 政勝 高原田

新邸 沢口 トミ下平新田から

新邸 丸山 勇 木島

新邸 滝沢 幸子 倉俣から

新邸 西方 清 中島町

新邸 井口 トミ 沢から

新邸 引間 健二 坪山

新邸 馬場イネ子 小泉から

新邸 村山熊治郎 上野

新邸 入沢 サヨ 上野から

新邸 水品力之介 原田

新邸 水品 ヨシ 三領から

新邸 上村 正男 上野

新邸 小川 綱代 四日町から

新邸 野沢 力雄 野口

新邸 小海 和子 小根岸から

新邸 田中 久義 下原

新邸 堀沢三三子 小千谷から

役場採用者

小林カツ子(中屋敷)五月一日付

星名 栄吉(伊友) 六月

上村 健一(下平新田) 一日付

須藤 秀雄(下原) 一日付

高橋 和子(下平新田) 一日付

